

●炉辺会開催す

去る9月5日 PM6時半 湯川・一の松(於)
出席者=市川、駒井、遠藤、山崎(尚)、山崎(幸)、広瀬、西巻、推谷、徳谷、高杉、外山、平山、森、吉井(敬称略)

約20分程遅れて開かれたが、何んと云っても例会と違ったムードの中で個人個人の意見を交換し合うと云うことは、ロータリーに於ける最も大切なお互を理解し得る大切な場であると感じた。ロータリー用語から、クラブ委員会の構成の面等多くの質問や答があり最後に現例会場である国際ホテルの会場設営の問題と食事の問題で改正すべき点、更に申し出る点等に集中(食事代を値上げしても、もっとバラエティーにとんだボリュームのある内容にすべきであるなど)……手続要覧を会員に配布し、更に更に理解と勉強をされるように、以前のように例会場にロータリーの資料を展示したらどうか等、ホームクラブの欠席でメーキャップの方が多し会員も多いように思われる人もいるが、こんな時程出席し、先輩は後輩に、後輩は先輩の意見を聞いて、お互いに語り合っこそ歯車はスムーズに廻ると考えます。このような会合は何度もやるべきと云う意見が多く出た。約2時間で散会したが、岩塚情報委員長の欠席が残念であった。

●出席報告

	会員数	出席人数	欠席人数	他クラブ出席人数	出席率(%)
47. 9. 6	53名	40名	13名		
47. 8. 30	53名	39名	14名	11名	94.34%
在函クラブ	(8/24) 函館R.C. 95.12%	(8/29) 函館東R.C. 97.78%	(8/25) 函館五稜郭R.C. 100%		

★第414回例会欠席者

岩塚、佐々木(推)、酒井、成沢、飯田、杉本、小村、成田、新、石原、山崎(尚)、山崎(幸)、小笠原(敬称略)

次回例会日 9月20日

プログラム「函館市企画部長 宇佐美 茂彦氏のお話」

(ヨシイ)

The Weekly Report of Hakodate North R.C.

事務所
函館市大手町5-10
日 魯ビル3階
☎.(0138) 23-3870

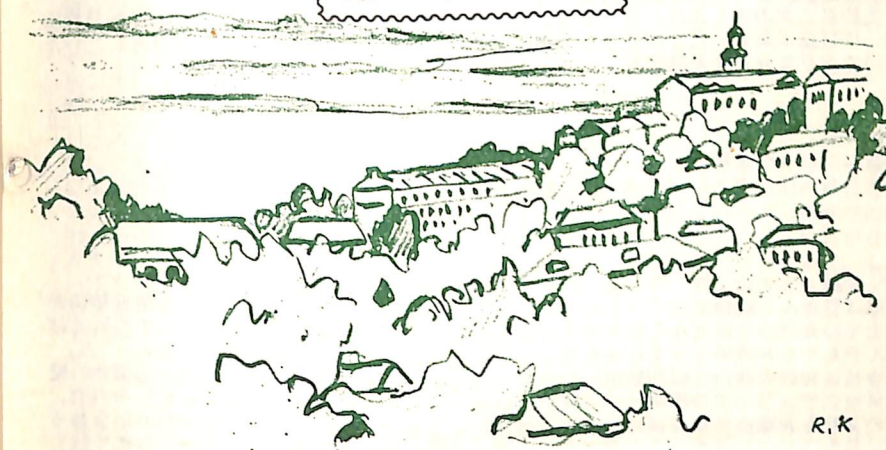


例会場 函館市大手町5-10
国際ホテル
例会日 毎週水曜日 12:30-13:30

1972. 9. 20

1972-1973 第12号

第416回例会



R.K

ハバロフスク、アムール川も望む

角谷隆一 会員

Let's take a new look もう一度見直そう (Roy D. Hickman R.I. 会長指針)

本日のプログラム

「函館市企画部長 宇佐美 茂彦氏のお話」

第415回例会記録

- ◎司 会 市川芳夫会長
- ◎ゲスト 早川 政名氏
- ◎ビジター 北 見 西R.C. 中川 孝一君 (石油販売)
- 東京小石川R.C. 早川 政名君 (弁理士)
- 伊 勢 南R.C. 西村 幸三君 (水産物製造)
- 函 館R.C. 渡辺 良一君 他7名
- 函 館 東R.C. 加藤 勝郎君 他3名
- 函館五稜郭R.C 柳沢 勝 君 他3名
- ◎齊 唱 奉仕の理想

◎幹事報告

- ① 函館東ロータリークラブの15周年記念ゴルフ大会のご招待が参っております。参加ご希望の方は、お返し致します用紙にサインして下さい。ご招待ですので参加料は

無料と思いますが、グリーンファイ、及びキャデーファイについては各自負担と考えて下さい。尚参加人数は5名～10名迄となっております。

日時 10月1日(第一日曜日)AM9時30分スタート

場所 北海道カントリークラブ・大沼コース

② 例会終了後理事会を開催致します。理事の方はお残り下さい。

●親睦活動委員会 平野委員長

先般来ご案内申し上げております、来る9月27日(夜間例会)家族共々の「お月見例会」、10日迄ご返事いただけるようお願いしてありましたが、多数の方が返事をしていただけておりません至急返事を。

●ニコニコボックス報告

成沢会員～住友ガス、(L.P.G)開設を記念して

●卓話 「特許の改正」 弁理士 早川 政名氏

私は皆さんと同様ロータリアンです。東京小石川クラブでございます。職業分類は弁理士で、弁理士とはどんな仕事をするかと申しますれば、それは、わかりやすく云えば何んでもやる弁理屋さんであると思っただければよろしいかと存じます。

本日は特許の改正(昭和46年)について申し上げるわけでございますが、まずその歴史について、日本の特許第一号、実用新案第一号、など参考にもって参りましたので、この文章をお読みになれば、いかにむずかしい文章であるか、今の方でお読みになれる方は数少ないのではないかと思うのですが、大変立派な特許第一号などで、お廻し致します。ご覧になってお解りと思いますが、日本の特許の第一号は「堀田式錆止め塗料及びその塗方」と云うものです。実は皆さん時々お聞きになると思いますが「専売特許」という言葉、この専売特許というのは今はありませんで間違いの無いようお使いになりますと表示がおかしくなります。専売特許と云うのは明治18年4月18日に「専売特許条例」という条例が出来まして、専売特許と云う言葉のはじまりでして、今日は専売特許とい法律もありませんし、言葉も使われておりません。

それは、どう云うことかと申しますと、皆さんが何か新しいものを発明された場合に国が保護するには「特許公報」という公報にのせ、いわゆる一般大衆に見せる。従ってそのかわりに特許権と云う権利をあげましょう、と云うのが目的で明治18年に「専売条例」が出来まして、それ以降明治37、8年頃にはじめて、「実用新案法」「意匠法」と云う法律が出来ました。みなさんおなじみの、トレードマーク等の「商標法」これが明治17年に条例として出ております。たいして手も加えられずに一部改正しながら大正11年迄やって参りました。「工業所有権法」いわゆる「特許法」「実用新案法」「意匠法」「商標法」の4法が一括しまして、「工業所有権法」が出来ました。

そして、同大正11年に弁理士法が出来ました。(この年から弁理士と云う言葉も生れ、弁理士になるには国家試験を受けなければならず、今日我々弁理士の資格を持っている人は全国で約1,600人おりますが)弁理士と申しますと、どうも法律の問題と皆さんはお考えになるかもしれませんが、私どもは法律のことは弁護士さんにおまかせする。我々弁理士とは、新しい商品が出来たときにそれを援助し、その商品、発明者の権利を保護する。これが私共の仕事の目的であり、特許法の目的であります。私は月に一度この函館で「発明相談」をやっています。いろんな新しいアイデアを持ってこられる人々がたくさんおられます。「発明相談」をひき受け、改良されたものを世に出していただくひいては、それが日本の産業の発展になるんだということで働いているわけでありまして

ここにあります参考資料のように昔は明治18年頃には、特許を出願しますと、わずか1ヶ月半で許可になりました。しかしながら今日に於いてはめざましい産業の発達と同時に科学技術と進歩にもなつて、経済成長して参りました。従って新しい商品を世に出そうと云うことから出願件数が増えて参りまして、ついに今日特許庁に於いて滞り

ている出願件数何んと7万件に達しまして、特許庁の審査官が約700人位おりますがざっと計算していただければ解りますように審査官1人で一日3件やらねばなりませんこれはとても出来ることではありません。そんなことで、どうにもこうにもならなくなつて、ついに昭和46年度からの出願についてはもう審査しないんだと云うことになりましてね、特許庁も割り切りまして、出願人が出願し、権利をとりたいたいと云うなら審査し請求しなさい。そういった型にかわりまして。

1年半ですから46年1月1日に特許を出願しますと47年7月1日になりますと、ここにあります公開公報にのります。ここで間違のないようにしていただきたいことは、この公開公報にのつたのは、権利は全くないと云うこと、これは国が勝手に自分達の滞りしているにかかわらず、1年たつと公報にのせる、これでは秘密が保たれないではないか、と云うことから仕方がないではこれに保障請求件と云う権利だけつけて上げようとなりまして。(これはいよいよと云う場合には弁護士さんに相談していただければ詳しく説明して下さるものと思います。)

この公開公報に乗せると云うことは、ただそれだけではなしに、もう一つは外国から入ってくる新しい技術、これを早く知ることにある。(へんな話ですが、田中総理大臣でも特許庁に出願した内容を見せたらうことは絶対に出来ません……どのよう方がどんな方法をとっても内容を知ることが出来ません、ただ知っているのは特許庁の審査官と出願人又はその代理人だけです)例えば新しく発明考案したら、ドイツ人が自分より先に特許してしまつた、そうするとその為に研究し、投資の無駄になります。したがって1年半たつと、これをひろげて見ればわかるではないか、今迄の研究は彼等が出願しているんだから我々はもうやめよう、と云うことになり、企業の投資の無駄もなくなると云うもの。そんな考え方から、公開公報を発行すれば、あとから権利が発生してもいいじゃないか、と云うことで改正になった大きな要点であります。

昭和45年以前までは、今の段階で42年度度の出願が処理されているということですから、何んと5年前の出願になり、今だ70万件処理されておられません。これではどうにもならない。10もたつたら一昔と云います。出願した当時は重要な権利であっても、10年たてばもう必要ないんだと云うことになるわけです。特許庁では審査を何があつてもやって来たわけで、これではどうにもやりきれない、と云うのでよくしらべてみると、出願を100件したとします、そしてやつと自分の権利になってその10年間完全に自分の権利を履行したと云うのがわずかに3件。審査し、許可になり登録料を納付した3年だけは権利を持っていると云うのがわずかに30件約1割です。(実用新案の場合権利は10年こんなことで公開公報にのせることとなり、公報に出た、審査請求すると云うのが100件の内10件で、ほとんどの方が審査請求していません。こんな状態ですからね、そこで大いにあつてたのが、特許庁の審査官たちです「俺達の仕事が無くなってしまふんじゃないか?」と……出願しても審査請求してないしと云うのが現状です。ただほとんど審査請求しないしと云のは外国から日本ねの出願が主なものです、日本人と云うのはどちらかと云うと頭のいい方で世界一の出願件数の多國になっております。考案と特許はどう違うか、発明と特許がどう違うか、と云う質問があります、法律上では例えば富士山で云うなら7合目から上あたりは特許だよ、それから下は実用新案だよ、と我々が講義を受けていた時には良く云われました。

そう実用新案も特許もかわりはないと考えていただければ良いかと思ひます。(ただ、実用新案の場合、もの(有体物)に限定しております)一例を上げますと、(コップに穴をあけたと云う権利があります)コップに穴をあけたら、水がもつてしまうではないか?しかし指で穴をおさすれば水はもつません、このねらいは寝たつきり病人が薬など飲む時に、寝たままでも便利である。皆さんがなるほどなあ、と思う、そんな効果がありますと許可になるわけですね、又一般的に考えてそう云う様なものならばウバ車とつて、をつけた、ただそれだけでも実用新案と許されております。

私どもの方では医学関係の代理もやっておりまして、あの北海道大学の和田先生の特許出願も私どもの方でひき受けておりますが、なかなか立派な発明をなさっておりますあれやこれやと多くさんございますが、特許、と云うものは中国を除いて全部「全国所有権保護同盟条約」と云う条約に加盟しています。中国は発明ということと憲法に載つておまして、発明することは国家に寄与すること、これはごく当然のことと中国では考えているわけです。ソ連でも「特許法」がありますが、共産圏は全部私有財産は認めておりませんから、国の財産となりまして、特許出願したら全部国にとられてしまいま

す。馬鹿らしいなあ一と考えるかも知れませんが、そこは良くしたもので、その努力に対する代償として、20日間なら20日間どこかの楽園地でのんびりと遊んで来なさいと休暇をいただけるとうような方法がありますね。ソ連は特に宇宙開発と軍事の面で大きな力を入れておりますから非常に大切に扱っていただけたらいいと思いますね。

そんなことで、昭和46年度からこの特許の改正になりました。当函館にも弁理士さんが一人おられますが、我々専門家に依頼せず、自分でお出しになる際に注意していただきたいことは、今迄はペンで書いて、出願してはしましたが、今日では必ずタイプで出すことになりました。(それぞれの書体があつて読みにくいと云う面もあったでしょうが、特許庁にコンピューター導入時に大変な混乱をきたしたものでした)

今迄述べて参りました「公開公報」と云う制度は、オランダが一番早く取り入れましたが、今度は西ドイツもこの制度にしました。フランスの場合は無審査主義で、ほとんど公報に載せ、喧嘩するならお互喧嘩せよ、と云う方法だったものですが、それではあんまりだノと云うので今度は審査主義に変わって来ました。(ですから今迄のように、外国にどこか出願したいんだと云うとフランスになさい。フランスなら必ぜ許して下さるからって具合だったんですが)「公開公報」に載つる際はどうしたら良いか、今からでも「カメノコガワシ」を出願すれば「公開公報」に載ります。何んだそんな奴は昔からあるではないか……と云うようなものでも公報には載るわけですが、ただ権利はあげられませんよ、と蹴られるだけで、審査請求すれば審査官にこれは駄目だと云われるだけのことでですからその「公開公報」を間違わないでいただきたいとは、あたかも自分の権利があるように云って廻る可能性がある、と云うことをご忠告申し上げておきます。

技術的に、私の方法と公報に載っているものとは違はずであるが、どうかノと云うようなことは私共弁理士に、それから先争うようなことになった場合は弁理士さんにおまかせすると云うことですね。公開公報に載りましたら一応の保障請求権という権利があります。従って公開公報に載った時点で、相手か自分のものを真似しているものがあるならば、私の発明はこのように公報に載りました、まだあなたが私の真似をし続けますと損害金をいただきますよ、と相手方に知らせてやること。それを受けた方は、審査請求がしてあるかないか、してなければこっちの方から審査請求をして証拠を出して拒絶していただくこと云った対抗手段をとるようになりますべきでしょう。ですから大して立派でもなく又、本当読みにくい印刷のものであるにせよ何んと云っても国が発行する「公開公報」ですから、慎重に取扱っていただいた方が得策ではないかと思ひます。

◎お知らせ!

皆さんは理事会で一体どんなことを審議しているか、会長・幹事より報告のなり限りわからないことと思ひます。比の度、9月13日の理事会に私共、会報委員会では、特にオブザーバーとして出席させていただくことになりましたが、先般のファイヤーサイド・ミーティングの際に話題に出ましたが全会員に、クラブの内容を知っていただくことは情報、及び会報の役目である、などのことから今後は理事会審議事項は、そのつど会報に記載し皆さんに知っていただくように致します。

審議事項

- (1) 小笠原孝会員のことで、彼は最近道議会にて多忙のために、出席率が悪くメンバーの方々に大変迷惑をかけているので、退会させていただきたい、との話がありました。正式にクラブ会長に申し出られているわけでもないで、一応後日幹事が訪門し態度を打審することになった。(ただ単に出席、出席とその率にとらわれて、すぐに退会されることを許すことも又考えもので、今のところ、出来るだけ出席回数を多くするように努力していただくようではないかと云うことになった)

(2) ガバナー訪門に関する件

当クラブのガバナー公式訪門は10月18日に決定しておりますが(17日が東クラブ)、記念品をさし上げることについては、各クラブと一緒にやるか、又日程的に前後している東クラブと一緒に出来れば、金額的にもまとまって少しでも立派なものとなるし、と云うので東クラブとも相談することになった。又、ガバナーと共に奉仕活動を行なう点については(例えば七重浜の慰霊碑の清掃と一緒にやるとか)アッセンブリー開いて計つたらどうかノと云うことになった。

- (3) 事務局内に備品(北クラブ専用)ローカーを一ツ購入することを審議し決定した。
- (4) 東クラブ15周年記念ゴルフ大会に他クラブにも相談し、ビールを2・3ダース出したらどうか、と云うことになった。
- (5) 交換学生「ジャンネット・ローシー」さんの御世話を10月1日から3ヶ月間、市川会長がみることになった。大変な仕事なので、森幹事があらためて、市川会長の奥様にお問い合わせに行くことになった。(あらかじめ御世話出来るような方にあたってみたが、不調に終り、会長自らと云うことになりました)

★国際ロータリー理事会の決定事項

1971~72年度RI 理事会は、1972年5月24日、米国レークブラシッド・クラブハウスにて、1972~73年度理事会第1回会合は6月20日~23日、イリノイ州エバンストンの中央事務局にてそれぞれ開催され、この2回にわたる会合の決定事項の關係分を大略しました。因みに日本から3名のRI 役員、委員が就任されましたことはアジアの日本のロータリーの状況を特に考慮されてのご推挙であることを認識下さい。国際ロータリーの一会員であるあなたのクラブが、RI 理事会の動静が身近なものとして感知できるよう、例会又は各種会合にてご披露賜るようお願いいたします。加えて、手続要覧の該当項目のもとにこの度の理事会決議の注を記入しておかれると一層役立つことと思ひます。

- 1 ロータリークラブにおける均衡のとれた会員組織
 - a) 新クラブ結成、(手続要覧p 29)の中の、これらの別個な職業分類、の後に次の語句を加え国際ロータリー職業分類指針を修正 但し創立会員総数の10%以内
 - b) 創立会員、(手続要覧p 83)の第4節に下記を加え、新ロータリークラブ結成するための方針を修正。但し、創立正会員総数10%以内
- 2 RI の旅行に関する方針(手続要覧p 95)の「弁償経費、のイ節第一章が削除され次の如く修正。
RI 会長及びその他理事会の会員、RI 事務総長及び財務局長、前及び次期理事会全員又、前及び次期事務総長並びに財務局長に対し、そして又許可された場合、同判する夫人に対し、3時間以上の飛行時間を要する旅行には1等航空料金が弁償される。
- 3 理事会の執行委員会の任命と任務を画定し、次の各理事が執行委員に任命された。
委員長 John C. Dalton
委員 William C. Carter
Jules P. Flock
Roland E. Richardson
湯浅 恭三
- 4 1974~75年度RI 会長指名委員会は1973年1月18日米国イリノイのエバンストンにおいて会合することを定め、同委員会宛に各クラブより候補者名を提出の折使用する公式書式が規定された。
- 5 1973年国際協議会は明年5月1日~9日に決定。
現任及び元RI 役員73年ロータリー研究会は、国際協議会と同じ場所で開催される
- 6 1973~74年度の財団活動及びプログラムのために計\$ 3,097,792をロータリー財団の基本金より支出することを財団管理委員会が承認した通り認可する決議文が採択された。
- 7 第2回RI 理事会は明年1月22日~26日、最終会合は明年4月26日それぞれ開催される。
(ガバナー月信第3信ヨリ)

◎出席報告

	会員数	出席人数	欠席人数	他クラブ出席人数	出席率(%)
49. 9. 13	53名	41名	12名		
47. 9. 6	53名	40名	13名	12名	98.11%
在函クラブ	(8/31) 91.47%	(9/5) 97.78%			100%
	函館R.C.	函館東R.C.		函館五稜郭R.C.	
在函クラブ 月平均	91.47% 函館R.C.	97.97% 函館東R.C.	100% 函館五稜郭R.C.		93.92% 函館北R.C.

★第415回例会欠席者

酒井、佐々木、小笠原、推谷、佐藤、下郡山、広瀬、船矢、飯田、岩塚、大井、藤林、12名(敬称略)

次回例会日 9月27日

プログラム お月見、夜間例会、です

The Weekly Report of Hakodate North R.C.

事務所
函館市大手町5-10
日魯ビル3階
☎.(0138) 23-3870



例会場 函館市大手町 5-10
国際ホテル
例会日 毎週水曜日 12:30-13:30

1972. 9. 27

第417回例会

1972~1973 第13号



R.K

ハバロフスク、アムール川も望む

Let's take a new look もう一度見直そう (Roy D. Hickman R.I. 会長 魚谷隆一 会長 指針)

本日のプログラム

「お月見、夜間例会」

第416回例会記録

- ◎司会 市川 芳夫会長
◎ビジター 札幌西R.C. 泉 茂雄君 (重電機)
函館R.C. 五十嵐久七君 他13名
函館東R.C. 佐々木 達君 他7名
函館五R.C. 島田 良雄君 他3名
亀田R.C. 桜井 清勝君 他1名
- ◎斉唱 我等の生業

◎会長報告

1、9月14日に市内の4クラブと亀田クラブの計5クラブが集まりまして、S.A.Aの